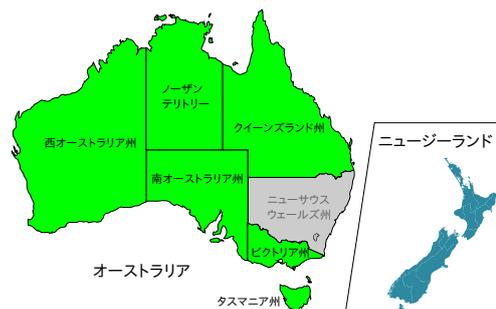


オーストラリアの低圧電気機器の安全規則 (ERAC Electrical Equipment Safety System Equipment Safety Rules) の概要

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2025 年 5 月 29 日

目次		7 試験施設	12
1 ERAC 機器安全規則	2	8 試験報告書	12
1.1 概要	2	8.1 証明書の発行のための追加の情報	13
		8.2 適合情報フォルダの作成のための情報	14
2 適用範囲	3	9 適合情報フォルダ	15
2.1 除外	3	10 国家データベース	15
3 機器の分類と適合手続き	3	11 補足	16
3.1 機器の分類 (リスク・カテゴリ)	3	11.1 適合基準の検証	16
3.2 レベル 1 (低リスク) 電気機器	3	11.2 レベル 2 や 3 の機器を含む、あるいはそ れとともに供給される電気機器の扱い	16
3.2.1 関連規格	3	11.3 ペナルティ	17
3.2.2 試験	4	11.4 その他の情報	17
3.2.3 適合の証拠	4	11.5 ニューサウスウェールズ州	17
3.2.4 証明書	4	11.5.1 Declared electrical articles	17
3.2.5 登録	4	11.5.2 Non-declared electrical articles	17
3.2.6 適合宣言	5		
3.3 レベル 2 (中リスク) 電気機器	5	12 参考資料	18
3.3.1 関連規格	5		
3.3.2 試験	6		
3.3.3 適合の証拠	6		
3.3.4 証明書	6		
3.3.5 登録	6		
3.3.6 適合宣言	6		
3.4 レベル 3 (高リスク) 電気機器	7		
3.4.1 関連規格	7		
3.4.2 試験	7		
3.4.3 適合の証拠	7		
3.4.4 証明書	7		
3.4.5 登録	7		
3.4.6 適合宣言	8		
3.5 レベル 2 やレベル 3 の電気機器に関する 補足	8		
3.5.1 関連規格の正当化	8		
3.5.2 代替ソリューション規格報告	8		
4 電気機器への RCM のマーキング	9		
5 責任供給者、オーソライズド・オフィサー、承認 代理人、証明書保持者	9		
5.1 責任供給者	9		
5.1.1 責任供給者の登録	10		
5.1.2 責任供給者の宣言	10		
5.2 オーソライズド・オフィサー	11		
5.3 承認代理人	11		
5.4 証明書保持者	11		
6 証明機関	11		



1 ERAC 機器安全規則

オーストラリアでの安全に関する規制は、電気機器に対するものを含め、主として州やテリトリー（準州）が主体となって行なわれている。このため、オーストラリアで機器を販売しようとする場合、販売を行なおうとするそれぞれの州やテリトリーにおける規制の確認や対応が必要となることが予期される。

だが、ニューサウスウェールズ州を除く^{†1}オーストラリアの各州/テリトリー（以降では単にオーストラリアと呼ぶ^{†2}）の市場に出される交流 50~1000 V、あるいは直流 120~1500 V の定格の家庭用、個人用、あるいは類似の用途の電気機器^{†3}の電気的な安全性^{†4}については ERAC^{†5} *Electrical Equipment Safety System Equipment Safety Rules*^[1]（以降では「ERAC 機器安全規則」、あるいは単に「機器安全規則」と呼ぶ）で述べられている統一的なシステム（EESS^{†6}）が運用されており、州やテリトリー毎の規則への対応が不要となっている。

また、ニュージーランドもこのシステムに参加しており、この規則に従うことでニュージーランドでも同様に機器の流通が可能となるだろう。

本稿ではこの ERAC 機器安全規則について、その概要を説明する。

^{†1} この機器安全規則はオーストラリア連邦の規則ではなく、このシステムに参加して法規に反映させるかどうかはそれぞれの州やテリトリーの判断による。本稿の執筆の時点ではニューサウスウェールズ州はこのシステムに参加しておらず、この機器安全規則の対象となるような電気機器についても、ニューサウスウェールズ州での販売のためにはニューサウスウェールズ州の規則 (§11.5) に従うことが必要となるだろう。

^{†2} 本稿で単に「オーストラリア」と書いている事項は、基本的に：(1) ニューサウスウェールズ州には適用されず、(2) ニュージーランドにも同様に適用される。

^{†3} 適用範囲の電圧範囲での規定は EU の低電圧指令 2014/35/EU に似ており、特に交流については電圧範囲も一致しているが、この規則の対象となるかどうかは機器の用途によることから適用範囲はかなり狭くなっている。一方、責任供給者（機器をオーストラリアの市場に出す事業者）の登録と定期的な更新が必要となる、機器の種類によっては機器の登録や適合証明書の取得が必須となるなど、この規則への対応は EU の低電圧指令の場合よりも複雑なものとなりそうに思われる。

^{†4} この規則の対象となるかどうかに関わらず、機器の他の側面は他の規則の対象となることがある。例えば EMC（電磁両立性）は *Radiocommunications Labelling (Electromagnetic Compatibility) Notice* で、無線機器の無線の側面は *Radio-communications (Compliance Labelling - Devices) Notice* で扱われており、これらについてはそれぞれ [6] と [7] で触れている。

^{†5} ERAC (Electrical Regulatory Authorities Council, <https://www.erac.gov.au/>) はオーストラリアとニュージーランドの電気安全関連の規制当局が参加する機関。

^{†6} EESS は Electrical Equipment Safety System を意味する。

なお、本稿での説明は十分に正確なものであるとは限らない。正確な情報は ERAC 機器安全規則^[1] そのもの、またその他の関係する文書を参照していただきたい。

1.1 概要

ERAC 機器安全規則は安全な電気機器のみが市場に出されるようにすることを目指しており、その一貫として、電気機器の適合性評価、責任供給者 (§5.1) や電気機器の国家データベース (§10) への登録などを含む、様々な事項を定めている。

この ERAC 機器安全規則の、電気機器の製造や流通に関わる者に関係しそうな主な事項は：

- 適合証明書、責任供給者、またレベル 2 (中リスク) やレベル 3 (高リスク) の電気機器の情報が登録される EESS 国家データベース (§10) が運用される。
- この規則は、オーストラリア^{†2} の市場に出される、規定された条件に該当する電気機器 (適用範囲内電気機器; §2) に適用される。
- 適用範囲内電気機器は電気的に安全で、該当する規格に適合しなければ販売できない。
- 販売される適用範囲内電気機器の責任供給者 (§5.1) はオーストラリアかニュージーランドの法的主体で、国家データベース (§10) に責任供給者として登録 (§5.1.1) されていなければならない。
- 適用範囲内電気機器はリスク・アセスメントに基づいてレベル 1 (低リスク)、レベル 2 (中リスク)、あるいはレベル 3 (高リスク) のいずれかに分類され (§3.1)、レベルに応じて異なる要求が適用される。
- レベル 2、及びレベル 3 の電気機器は販売に先立って国家データベース (§10) に登録しなければならない (§3.3.5, §3.4.5)。
- 責任供給者はその電気機器のリスクのレベルに応じた適合の証拠を用意しなければならない (§3.2.3, §3.3.3, §3.4.3)。

レベル 2 電気機器については適合情報フォルダ (§9) が、レベル 3 電気機器については所定の証

明機関 (§6) から発行された適合証明書 (§3.4.4) が必要である。

適合の証拠となる文書は英語で書かれていなければならない。

この文書はその電気機器の最後の製造/輸入の日から5年間保管しなければならない、要求があれば10日以内に提示できなければならない。

- 全ての適用範囲内電気機器には  が付けられていなければならない (§4)。
- 責任供給者は自らが供給する全ての適用範囲内電気機器が電氣的に安全であることを宣言しなければならない (§5.1.2)。
全ての適用範囲内電気機器に対する包括的な宣言 (§5.1.2) に加え、レベル2やレベル3の電気機器については個別の宣言 (§3.3.6, §3.4.6) も必要となる。
- 責任供給者の義務の不履行は、罰則を科され、あるいは登録を抹消される可能性をもたらすであろう (§11.3)。

2 適用範囲

オーストラリア^{†2} の市場に出される、家庭用、個人用、あるいは類似の用途に適するように^{†7} 設計され、あるいは市販される、定格電圧が、

- AC 50 V RMS、あるいはリップル・フリー DC 120 V を上回り、かつ
- AC 1000 V RMS、あるいはリップル・フリー DC 1500 V を下回る、

の機器は、ERAC 機器安全規則^[1] の対象となる。

対象となる電気機器 (適用範囲内電気機器; in-scope electrical equipment) はそのリスクに応じてレベル1 (低リスク)、レベル2 (中リスク)、レベル3 (高リスク) に分類され、それに応じて異なる要求が適用される (§3.1)。

^{†7} その低電圧機器が商業や工業の用途での使用のためにも設計/市販されているかどうかは重要ではない。

2.1 除外

商業や工業の用途のためにのみ設計され、販売され、かつ使用される機器はこの機器安全規則の対象から除外される。

但し、そのような機器であっても、一般公衆が入手可能な機器に類似した、一般公衆による入手や使用が可能なものは除外されない。

また、定格電圧が §2 で示した範囲外の電気機器、例えば交流 1000 V を超える電圧で動作する機器も、この機器安全規則の対象から除外される。^{†8}

3 機器の分類と適合手続き

3.1 機器の分類 (リスク・カテゴリ)

適用範囲内電気機器はリスク・アセスメントに基づいて

- レベル1 (低リスク)
- レベル2 (中リスク)
- レベル3 (高リスク)

のいずれかに分類され、表1にその要約を示すようにレベルに応じて異なる要求事項が適用される。

このレベルの分類は機器安全規則で規定された方法 (本稿では触れない) に従って ERAC の主導で行なわれ、決定されたレベルは AS/NZS 4417.2^[3]、及び EESS ウェブサイト^{†9} にリストされる (図1)。

機器の分類が変更された (例えばレベル2からレベル3に) 時、責任供給者 (§5.1) はその対応のために最大12ヶ月の、場合によってはそれよりも短い猶予を与えられるだろう。

3.2 レベル1 (低リスク) 電気機器

3.2.1 関連規格

レベル1電気機器に適用可能な関連規格 (relevant standard) は以下のものとなる:

^{†8} 但し、これはそのような電気機器 (非適用範囲内電気機器; not in-scope electrical equipment) が他の何らかの規制の対象とならないことを意味するわけではない。また、いずれにしても全ての機器 (電気機器以外も含めて) の供給者は供給する機器を安全なものとする一般的な責任を持つ。 <https://www.eess.gov.au/equipment/not-in-scope/> も参照。

^{†9} <https://www.eess.gov.au/equipment/risk-level-definition/> (Electrical Equipment Safety System: In-scope electrical equipment definitions, and risk levels)

電気機器のリスクレベル	データベースへの責任供給者の登録	データベースへの機器登録	安全規格への適合	適合情報フォルダ	適合証明書 (Certificate of Conformity)	Certificate of Suitability	RCM
レベル 1	必須	不要	必須	推奨	N/A	任意	必須
レベル 2	必須	必須	必須	必須	N/A	任意	必須
レベル 3	必須	必須	必須	推奨	必須	N/A	必須

表 1: ERAC 機器安全規則での適用範囲内電気機器への要求事項の要約

1. その種の電気機器に特に適用される Standard Australia^{†10}の、あるいは Standards Australia と Standards New Zealand^{†11}の共同の規格^{†12}がある場合:

その規格と AS/NZS 3820^[4] (電気機器の必須安全要求事項)

2. 上記の規格がなく、その種の機器に特に適用される IEC 規格がある場合:

その IEC 規格 (AC 240 V を含む電圧範囲をカバーする試験を含めて) と AS/NZS 3820^[4]

3. 上記のいずれもない場合:

AS/NZS 3820^[4]

但し、Certificate of Suitability (§3.4.4) の発行を求める場合、その種の電気機器に特に適用される Standard Australia の、あるいは Standards Australia と Standards New Zealand の共同の規格がないならば代替ソリューション規格報告手続き (§3.5.2) の適用が必要となる。

関連規格の選択の最終的な責任は責任供給者 (§5.1) のもとにある。

もし選択された関連規格が不適切、もしくは不十分であるとわかったならば、責任供給者は選択された関連規格のみに基づいてその製品が電氣的に安全で販売の継続に適すると主張することはできない。

3.2.2 試験

レベル 1 電気機器の試験を承認された試験施設 (§7) で行なう必要はない。

3.2.3 適合の証拠

レベル 1 電気機器の責任供給者は、その電気機器の製造、あるいは輸入の時点で有効な関連規格 (§3.2.1) への適合の英語で文書化された証拠を保持するか 10 日以内にアクセスできなければならない。^{†13}

この文書化された証拠は責任供給者がその型式の機器を最後に輸入/製造した日から 5 年間保管しなければならない。

適合の証拠の文書化に関する具体的な規定はないものの、レベル 2 の場合 (§3.3.3) に準じて適合情報フォルダ (§9) を作成/維持/保管することが推奨される。

3.2.4 証明書

レベル 1 電気機器については証明書の取得は不要である。

だが、責任供給者がそれを望む場合は適合証明書のための手続き (§3.4.4) に準じた形で Certificate of Suitability をボランティアで取得することも可能である。

3.2.5 登録

レベル 1 電気機器は国家データベース (§10) への登録は不要である。

但し、責任供給者の登録 (§5.1.1) の情報にはオーストラリア^{†12} で販売されるレベル 1 電気機器のブランドや製品カテゴリが含まれ、従って新たに供給しようとするレベル 1 電気機器が現行の登録でカバーされない場合には責任供給者の登録の更新が必要となるだろう。

^{†10} Standard Australia (<https://www.standards.org.au/>) はオーストラリアの標準化機関

^{†11} Standards New Zealand (<https://www.standards.govt.nz/>) はニュージーランドの標準化機関

^{†12} オーストラリア規格には AS、オーストラリア/ニュージーランド規格には AS/NZS のプリフィックスが付けられる。

^{†13} 例えば域外からの輸入品の場合はおそらくは輸入業者が責任供給者となるが、輸入業者はこれらの証拠を自身では保持していないかも知れない。そのような場合、最低限、製造業者とのあいだでこれらの証拠の作成、保管、また提出についても取り決めておくべきかも知れない。

Electrical Equipment Safety System				
Electrical Equipment Safety System: In-scope electrical equipment definitions, and risk levels				
Equipment type and definition	Risk Level			Comments
	3	2	1	
Air conditioner incorporating flammable refrigerant An electrical appliance that— (a) is for household use; and (b) incorporates motor compressors; and (c) is an electrical appliance designed to provide delivery of conditioned air to an enclosed space, room or zone; and (d) includes a refrigeration system for cooling, heating or dehumidifying the air, including hydronic room fan coil type systems; and (e) is portable, transportable or fixed; and (f) uses refrigerant having a flammability classification of Class 2 or Class 3 in accordance with ISO 817. For refrigerant blends that have more than one flammability classification, the most unfavourable classification is taken. Class specification: AS/NZS 60335.2.40	X			
Air conditioner incorporating non-flammable or low flammable refrigerant		X		

図 1: 電気機器の定義とリスク・レベルの例 (EESS ウェブサイトより)

3.2.6 適合宣言

責任供給者の登録 (§5.1.1) の際、供給される全ての適用範囲内電気機器が電氣的に安全で関連規格に適合するという包括的な宣言 (§5.1.2) が行なわれる。

だが、個別のレベル 1 電気機器に対する適合宣言は不要である。

3.3 レベル 2 (中リスク) 電気機器

3.3.1 関連規格

レベル 2 電気機器に適用可能な関連規格は以下のものとなる:

1. AS/NZS 4417^{[3]†14}にその種の機器のための関

†14 またおそらくは EESS ウェブサイト (§3.1) にも。

連規格として示されており、その規格を適用できる、あるいは

2. 責任供給者によって選択され、代替ソリューション規格報告手続き (§3.5.2) を通じてその種の機器に適用できる規格として規制当局が受け入れた規格。

この場合、関連規格の選択は次のように行なう:

- (a) 適用範囲にその種の機器の電気機器を明らかに含む規格、あるいは
- (b) そのような規格がない場合、
 - その機器に関係する特定された電氣的、あるいはその他のリスクをカバーするであろう規格や規格の組み合わせ、及び
 - オーストラリア特有の条件 (例えば

電源電圧、周波数などのような) をカバーする規格からの、また類似の製品に適用される受容される安全の水準を示すオーストラリア規格からの要求事項。

3. 関連規格の選択は、上記のように選択された規格ではその機器特有のリスクを含む全てのリスクが扱われていると示せない可能性も考慮して行なわれるであろう。

規格の要求事項に加えて、健全な工学設計安全原則を適用すべきである。

任意の規格で特定されたものに加え、追加の情報やアセスメントが必要となるかも知れない。

4. 「レベル 2 やレベル 3 の電気機器に関する補足」 (§3.5) の項も参照。

3.3.2 試験

レベル 2 電気機器の試験を承認された試験施設で行なう必要はない。^{†15}

但し、試験が承認された試験施設によって行なわれていない場合、責任供給者は適切な試験、適合性評価、また報告が適切な有資格者^{†16}によって行なわれたこと、また試験結果の報告が概して §8 で触れるような枠組みに従っていることを確かとしなければならぬ。

3.3.3 適合の証拠

レベル 2 の電気機器については、適合の根拠を含む適合情報フォルダ (§9) の作成/維持/保管が必須となる。

3.3.4 証明書

レベル 1 電気機器の場合 (§3.2.4) と同様、レベル 2 電気機器についても証明書の取得は不要である。

^{†15} だが、レベル 3 の場合と同様に試験を承認された試験施設で行なうことが好ましいかも知れず、下記の要求はそれを後押しするかも知れない。

^{†16} 「適切な有資格者」は次のいずれかの条件を満たすことが必要となるかも知れない: (1) 電気工学の学位、及び規制上の目的での電気機器安全規格の使用での 2 年以上の経験、(2) 電気分野での高度専門士かそれと同等の資格、及び規制上の目的での電気機器安全規格の使用での 3 年以上の経験、あるいは (3) 電気分野での職業資格かそれと同等の資格、及び規制上の目的での電気機器安全規格の使用での 4 年以上の経験を持つ者。

だが、レベル 1 電気機器の場合と同様、責任供給者がそれを望む場合は適合証明書のための手続き (§3.4.4) に準じた形で Certificate of Suitability をボランティアで取得することも可能である。

3.3.5 登録

レベル 2 電気機器の供給に先立ち、責任供給者 (責任供給者のオーソライズド・オフィサー (§5.2)、あるいはその承認代理人 (§5.3)) はその電気機器を国家データベース (§10) に登録し、一意な電気機器登録番号を受け取る。

この登録に際して、以下の情報を提供することが必要となる:

1. 責任供給者の登録 (§5.1.1) に際して割り当てられた、有効な責任供給者登録番号
2. そのレベル 2 電気機器に対する適合宣言 (§3.3.6)
3. 当該の電気機器に適用される関連規格 (§3.3.1)
4. それが国家データベースにアップロードされない場合、適合情報フォルダ (§9) の所在地

機器の登録は 1、2、あるいは 5 年の期間で行なうことができ、その機器の供給を登録の期限を超えて継続しようとする時には登録の更新が必要となる。登録や登録の更新に際しては所定の料金の支払いも必要となる。

3.3.6 適合宣言

レベル 2 電気機器の国家データベースへの登録 (§3.3.5) に際して、その機器が関連規格 (§3.3.1) に適合し電氣的に安全であるという責任供給者による公式な宣言が行なわれる。

この適合宣言は以下のものを含む:

1. 適合情報フォルダ (§9) の所在地
2. 以下の事項の宣言:
 - (a) 適合情報フォルダを他の者が所有する場合、責任供給者はその所有者からその適合情報フォルダを使用する許可を得ている旨

- (b) 適合情報フォルダは要求があれば10日以内に電気安全調査官に提出できる旨
- (c) 責任供給者はその登録が有効である限り適合情報フォルダが最新のままとすることを確かとする旨
- (d) 製品が登録された時、供給される全ての製品が電氣的に安全で関連規格に適合する旨
- (e) この製品は電気安全上の特徴と材料の構成に関して変更されない旨
- (f) 宣言を行なう者(次項)が責任供給者を代表してこの宣言を行なうことを許可された旨

3. 宣言を行なう者の名前、肩書、及び連絡先

3.4 レベル3 (高リスク) 電気機器

3.4.1 関連規格

レベル3 電気機器に適用可能な関連規格はレベル2 電気機器の場合 (§3.3.1) と同様である。

3.4.2 試験

レベル3 電気機器の試験は承認された試験施設 (§7) で行なう。

3.4.3 適合の証拠

レベル3 電気機器については下記の適合証明書が適合の証拠となり、責任供給者は適合証明書を自身で保持するか、あるいはそれにアクセスできなければならない。

この適合証明書の申請に際して §8 (§8.1を含む) で触れたような情報を含む適合の証拠を用意することが必要となるが、責任供給者でのその保管についての規定などはない。

だが、レベル2の場合 (§3.3.3) に準じて適合情報フォルダ (§9) を作成/維持/保管することが推奨される。

3.4.4 証明書

レベル3 電気機器については所定の証明機関 (§6) からの適合証明書 (Certificate of Conformity) の取得が必須である。

この申請に際して、責任供給者は §8 (§8.1を含む) で触れたような情報を含む適合性を立証する文書、また証明機関が要求する一連の文書を証明機関に提出することが必要となるだろう。

証明機関は国家データベースを介しての証明書の登録/作成を下記のいずれかの方法を用いて行なう:

1. 適合証明書の詳細をリアル・タイムで国家データベースに入力し、一意な証明書識別番号を入手することで。
2. それ自身の証明書識別番号^{†17}を用いて証明書の詳細をアップロードすることで。

証明書を発行する時、証明機関は以下のことを宣言する:

1. 所定の試験が行なわれており、またその電気機器が関連規格に適合する旨;
2. 試験が承認された試験施設 (§7) で行なわれた旨;
3. 裏付けとなる文書が保持されており、検査のために提供できる旨。

電気機器や関連規格がその証明書がもはや有効でないような形で変更された場合、新しい証明書が必要である。また、適合証明書保持者 (§5.4) は電気機器がその証明書がもはや有効でないような形で変更された場合は証明機関に通知する義務を持つ。

適合証明書はレベル3 電気機器に対しての発行される。レベル1 電気機器やレベル2 電気機器の場合、これと同様の手続きで、適合証明書 (Certificate of Conformity) の代わりに Certificate of Suitability をボランティアで取得できる。

3.4.5 登録

レベル3 電気機器の供給に先立ち、責任供給者 (責任供給者のオーソライズド・オフィサー (§5.2)、あ

^{†17} 証明書識別番号の重複がないことを確かとするため、この方法を用いる証明機関は適合証明書の番号付けを ERAC 事務局と調整するだろう。

るいはその承認代理人 (§5.3) はその電気機器を国家データベース (§10) に登録し、一意な電気機器登録番号を受け取る。

この登録に際して、以下の情報を提供することが必要となる:

1. 責任供給者の登録 (§5.1.1) に際して割り当てられた、有効な責任供給者登録番号
2. 適合証明書識別番号 (§3.4.4);
レベル3 電気機器の登録期限は適合証明書の有効期限を超えることはできない
3. 当該の電気機器に適用される関連規格
4. そのレベル3 電気機器に対する適合宣言 (§3.4.6)

機器の登録は1、2、あるいは5年の期間で行なうことができ、その機器の供給を登録の期限を超えて継続しようとする時には登録の更新が必要となる。登録や登録の更新に際しては所定の料金の支払いも必要となる。

3.4.6 適合宣言

レベル3 電気機器の国家データベースへの登録 (§3.4.5) に際して、その機器が関連規格に適合し電氣的に安全であるという責任供給者による公式な宣言が行なわれる。

この適合宣言は以下のものを含む:

1. その製品の適合証明書識別番号 (§3.4.4)
2. 以下の事項の宣言:
 - (a) 責任供給者はその適合証明書の保有者からこの証明書をこの登録のために用いる許可を得ている旨
 - (b) 責任供給者はその登録が有効である限り証明書が最新のままとなることを確かとする旨
 - (c) 製品が登録された時、供給される全ての製品が電氣的に安全で関連規格に適合する旨
 - (d) この製品は電気安全上の特徴と材料の構成に関して変更されない旨

(e) この製品が適合証明書に記載されたものと異なる商号やブランドのもとで販売される場合、それは証明書に記載されたものと同一である旨^{†18}

(f) 宣言を行なう者(次項)が責任供給者を代表してこの宣言を行なうことを許可された旨

3. 宣言を行なう者の名前、肩書、及び連絡先

3.5 レベル2やレベル3の電気機器に関する補足

3.5.1 関連規格の正当化

レベル2やレベル3の電気機器の責任供給者は、選択された規格の使用とその他のアセスメントの正当化を文書化し、

- レベル2 電気機器については、それを記録することが、あるいは Certificate of Suitability (§3.3.4) を取得するのであればその申請に際して証明機関に提出することが必要となるだろう。
- レベル3 電気機器については、適合証明書 (§3.4.4) を得るための申請に際して証明機関に提出することが必要となるだろう。

この正当化は例えば次のように述べるかも知れない: 「選択された規格は AS/NZS 4417.2^[3] にその種の機器に対して適切な規格としてリストされている規格である」、あるいは「選択された規格は代替ソリューション規格報告プロセスによって決定された規格である」、あるいは「選択された規格は EESS ウェブサイトにその種の機器に対して規制当局が受け入れた規格としてリストされている。」

3.5.2 代替ソリューション規格報告

責任供給者は、レベル2やレベル3の電気機器に適用する規格として AS/NZS 4417^{[3]†19} に含まれない規格を選択した場合 (§3.3.1, §3.4.1)^{†20}、選択

^{†18} 販売される製品のブランドや型番が適合証明書に記載されたものと異なるという状況は、例えば OEM の場合は普通に生じようである。

^{†19} またおそらくは EESS ウェブサイト (§3.1) にも。

^{†20} また、レベル1の電気機器で、その種の電気機器に特に適用される Standard Australia の、あるいは Standards Australia と Standards New Zealand の共同の規格がなく、かつ Certificate of Suitability の発行を求める場合も (§3.2.1)。

された規格を正当化する代替ソリューション規格報告書を作成し、その規格の受け入れの検討のために ERAC 機器作業部会 (ERAC Equipment Working Group) に提出することが必要となるだろう。

この報告書には代替ソリューション規格の使用の正当化のための独立した分析^{†21}を含める。

さらに、その独立した分析の作成者は彼らがその推奨を行なうために必要な全ての証拠を持つことを検証したこと、その代替ソリューション規格を受け入れるという勧告に関する責任を持つこと、またその代替ソリューション規格を受け入れるという勧告が安全な結果を与えるためには不十分であることが示された場合のその報告書に関連する適当な専門職賠償責任保険^{†22} や公衆賠償責任保険^{†23} を持つことを宣言しなければならない。

責任供給者はその機器が市場に出された後でその代替ソリューション規格が不十分であるとわかった場合に全面的なリコールを行なえることを確かとする財務的な能力かその他の手段を示すことも必要となるだろう。

責任供給者とその独立した分析の作成者は彼らが提供する情報が一般に入手可能とされることを受け入れることも宣言しなければならない。

その独立した分析は、ERAC 機器作業部会が適切な代替ソリューション規格と独立した分析の要求が満足されたと認められるように、独立性を示す情報/宣言とともに、その代替ソリューションの妥当性に関する適切な詳細かつ文書化された検討を含まなければならない。

4 電気機器への RCM のマーキング

オーストラリア^{†2} やニュージーランドで販売される全ての適用範囲内電気機器 (レベル 1、レベル 2、及びレベル 3 の全て) には図 2 に示す RCM (Regulatory Compliance Mark) をマーキングする。

このマークは消えないように、また見やすいように、3 mm 以上の高さで (下記の情報は 1 mm 以上の高さで) マーキングする。

^{†21} ここで言う「独立」は、簡単には、その分析の全ての過程でその代替ソリューション規格報告書の作成に関係した者を含む他者からのいかなる影響も受けないこと、またその独立性を検証できることを意味する。

^{†22} professional indemnity insurance

^{†23} public liability insurance



図 2: Regulatory Compliance Mark (RCM)

適用範囲内電気機器にはブランド、及びモデル番号か型式も表示する。レベル 1 やレベル 2 の電気機器の場合、これらの情報はその責任供給者が EESS 国家データベースに登録したものでなければならない。

RCM に関する、また電気安全に関連した要求事項は AS/NZS 4417^[2] とこれらの規則で与えられる。^{†24}

5 責任供給者、オーソライズド・オフィサー、承認代理人、証明書保持者

5.1 責任供給者

責任供給者 (responsible supplier) は、適用範囲内電気機器のオーストラリアやニュージーランドでの製造、あるいはオーストラリアやニュージーランドへの輸入を行なう、オーストラリアかニュージーランドに所在する事業者 (製造業者や輸入業者) である。

責任供給者は製造業者のエージェントであるかも知れない。

オーストラリアやニュージーランドの事業登録を持たない域外の事業者は、彼らの製品をそれらの国で流通させるオーストラリアやニュージーランドに所在する者と提携しない限り、あるいはオーストラリアやニュージーランドで承認済み域外企業とならない限り、オーストラリアやニュージーランドの市場に直接供給することはできない。^{†25}

^{†24} RCM は他のいくつかの規則でも共通して用いられる。ACMA (Australian Communications and Media Authority, <https://www.acma.gov.au/>) の EMC (電磁両立性) に関する要求の解説は [6] に、また無線機器に関する要求の解説は [7] にある。

^{†25} 例えば域外の (例えば日本の) 事業者がネットショップなどで直接販売しようとした場合も、それが実際の流通に関わらないとしても、責任供給者としての責任を果たす域内のエージェントが必要となるだろう。

責任供給者はオーストラリアやニュージーランドで販売する電気機器が安全であり、機器安全規制に適合することを確かとする責任を持つ。

これは以下の要求を含む:

1. 責任供給者の宣言 (§5.1.2) を含む、責任供給者の登録 (§5.1.1)、及び維持;
2. 所定の安全規格への適合性の担保、及び関連する文書の作成/保管/維持。

電気機器の適合性は、全ての文書が有効であり、また英語で書かれていることに依存する。

依拠している証明書や宣言書が1つ失効したならば、その文書に依存する他の文書は最初の文書の失効日以降は機器安全規則のためには無効とみなされるであろう。

必要に応じて、また時期を得た形で文書の延長、更新、あるいは再適用を試みるのは責任供給者の責任である;

3. 電気機器の適合宣言 (§3.3.6, §3.4.6) を含む、レベル2やレベル3の電気機器の登録 (§3.3.5, §3.4.5)、及び維持;
4. RCM の表示 (§4);
5. 規制当局から要求された場合、10日以内に適合記録を提示する。

5.1.1 責任供給者の登録

上記のような事業者は、その事業者がレベル1の電気機器のみの製造や輸入を行なう場合を含め、責任供給者として国家データベースに登録し、責任供給者登録番号の割り当てを受けることが必要となる。

この登録では国家データベース (§10) に以下の情報を提供する:

1. 申請者の企業名、商号、及び登録済みの事業者住所
2. 事業者識別番号 — オーストラリア ABN 番号^{†26}、または NZ IRD 番号^{†27}
3. 責任供給者のオーソライズド・オフィサーの名前、肩書、及び連絡先の詳細

^{†26} ABN — Australian business number

^{†27} NZ IRD 番号 — New Zealand inland revenue number

4. オーストラリアやニュージーランドで販売される全てのレベル1電気機器について、その責任供給者となる電気機器全ての特定可能なブランドと製品カテゴリ^{†28}、またそれらに適用され得る商標

5. レベル2とレベル3の電気機器については、機器の登録 (§3.3.5, §3.4.5) に際して求められる情報

6. 適用範囲内電気機器の全てのアイテムが電氣的に安全で関連規格に適合することを宣言する、責任供給者の宣言 (§5.1.2)

7. 責任供給者の宣言を行なう時、責任供給者は EESS のもとでの要求事項を認知し、以下のことを宣言する:

- (a) 提示される全ての情報が正しく、また最新の状態に保たれる
- (b) 他の適用範囲内の電氣的なアイテムとともに販売もしくは使用されるそれぞれのコード、プラグ、及びコネクタに対する有効な適合証明書がある

この登録では年間料金の支払いが必要となる。また、登録から1年以降の登録の維持のため、年間料金の支払いと国家データベースに含まれる関連情報全ての確認を伴う更新手続きを毎年行なうことが必要となる。

さらに、責任供給者は、国家データベースに登録された情報に何らかの変更があったならば、そのような変更から30日以内にその情報を更新しなければならない。この更新については料金は不要である。

5.1.2 責任供給者の宣言

責任供給者の国家データベースへの登録 (§5.1.1) に際して、供給される全ての適用範囲内電気機器が関連規格に適合し電氣的に安全であるという責任供給者による公式な宣言が行なわれる。

この適合宣言は以下のものを含む:

1. 責任供給者の ABN 番号^{†26}、または NZ IRD 番号^{†27}

^{†28} 例えば IT 機器、AV 機器、固定型照明など。

2. 承認代理人 (§5.3) のファースト・ネームとラスト・ネーム
3. 供給される全ての機器が電氣的に安全で輸入や製造の時点で関連規格に適合する旨^{†29}
4. 供給される全ての機器が EESS と該当する電気安全法に適合する旨
5. 全ての機器とともに供給されるコード、プラグ、及びコネクタがオーストラリアとニュージーランドのための有効な適合証明書を持つ旨

5.2 オーソライズド・オフィサー

責任供給者は機器安全規則とこれらの機器安全規則への適合に関する全ての事項についての代表者としてその要員からオーソライズド・オフィサー (authorised officer) を任命できる。

オーソライズド・オフィサーは責任供給者と電気機器の双方の登録に関する全ての事項、特に下記の事項の責任者、かつ責任供給者の代表となる：

1. 責任供給者の宣言の作成 (§5.1.2)
2. 所定の記録の維持、あるいはインスペクションのためのそのような記録の作成：
 - (a) レベル 2 電気機器の場合、適合情報フォルダ (§9)
 - (b) レベル 3 電気機器の場合、適合証明書 (§3.4.4)
3. 登録された詳細の変更の通知

5.3 承認代理人

責任供給者はレベル 2 やレベル 3 の電気機器の国家データベースへの登録 (§3.3.5, §3.4.5) を承認代理人 (authorised representative) に委任できる。

5.4 証明書保持者

証明書保持者 (certificate holder) は証明機関から適合証明書や Certificate of Suitability を取得した者である。

^{†29} これと別に、レベル 2 とレベル 3 の電気機器については個別での宣言も必要となる (§3.3.6, §3.4.6)。

もし責任供給者自身はその電気機器の適合宣言が依拠する証明書の証明書保持者でない、あるいは適合情報フォルダの保持者でないならば、責任供給者はそれらの文書の保持者との、その電気機器の適合宣言を最新の状態に保つことを可能とするであろう契約を必要とするであろう。

6 証明機関

証明機関 (certifier) はこの規則に関連した証明書 (例えばレベル 3 電気機器に対する適合証明書) の発行の資格を与えられた、次のような機関である：

1. 以下の承認済み外部証明スキーム：
 - (a) 所定の要求に従って JAS-ANZ^{†30} によって認定され、
 - (b) これらの機器安全規則のもとで運用される全ての規制当局によって承認され^{†31}、かつ
 - (c) この認定と承認に基づくオーストラリアとニュージーランドを通じて承認された証明書の発行を認められた。
2. 規制当局 (regulatory authority) — 機器安全規制や規則の管理の責任を持つ、また証明業務を提供する、オーストラリアやニュージーランドの政府の部局やエージェンシー。

EESS のもとでの運営を認められた証明機関のリストは EESS ウェブサイト^{†32} に含まれる。

また、次のような場合、証明機関として直接承認されていない海外の機関は電気機器の証明の提供の特別な合意を要求できる：

^{†30} JAS-ANZ — The Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (<https://www.jasanz.org/>)

^{†31} 「全ての規制当局によって承認され」は外部証明スキームがそれぞれの規制当局に申請する必要があることを意味しない。その規制当局はその申請の承認のための適切さを評価し適切さの最終的な決定について他の全ての規制当局と協議するであろうことから、1つの規制当局への申請で充分であろう。それが行われた後、そして合意された決定がその外部証明スキームを承認するというものであったならば、全ての規制当局はそのスキームを承認するであろう。

^{†32} <https://www.eess.gov.au/safety-requirements/certification-general/recognised-external-certification-scheme-recs-certifiers/> (Recognised External Certification Scheme (RECS) Certifiers)

1. オーストラリアとニュージーランドが加盟する通商/相互承認協定に従ってそれらの証明書を受け入れることを要求するそれらの国の電気安全規制体制のもと、かつ/もしくは
2. それらが IAF の製品証明に関する多国間相互承認協定に参加しており、適切な認定スコープを持つ場合。

7 試験施設

以下の施設がレベル 3 電気機器の適合証明書 (§3.4.4) の発行のために証明機関 (§6) が受け入れる試験報告書を発行できる試験施設として承認される。^{†33}

1. NATA^{†34}、IANZ^{†35}、あるいは ILAC^{†36} MRA 加盟機関によって、また以下の要求に従って認定された、オーストラリアやニュージーランドの試験施設:
 - (a) ISO/IEC Guide 17025, 試験及び校正試験所の能力に関する一般要求事項、及び
 - (b) 関係する認定機関の規則。

試験施設は報告書を発行する規格やその他の必須の文書に対して認定されていなければならない。

2. ILAC MRA 加盟機関によって認定された、前項と同様の要求に従った他の国の試験施設。
3. IEC 適合性評価スキームの CB スキームのもとで承認された IECCEB CB スキーム試験所 (CBTL)。

この場合、CB 試験証明書が付けられた CB 試験報告書が必要である。
4. 政府間自由貿易協定や相互承認協定のもとで該当する試験に関して承認された他の国の試験所。

5. 該当する IEC 規格に対するオーストラリア/ニュージーランド・ディファレンスがある状況で、相当する IEC 規格に対する適切な認定を持つがだが特定のオーストラリア/ニュージーランド規格、あるいはその規格に対するオーストラリア/ニュージーランド・バリエーションに対する認定は持たないかも知れない、規制当局が受け入れた試験施設。

但し、このような試験施設による試験報告書の受け入れには制限がある。

この機器安全規則のもとで受け入れられるためには、試験施設は以下のような条件も満たすことが必要となる。^{†37}

1. 生産品の代表的なサンプルに対する試験を適切な規格に従って正確に行なう;
2. 認定された規格に対する試験のみを行なう;
3. 必要な場合、全ての試験要求が満足され、また全ての適切な文書が提供されることを確かとするために、証明機関、証明書保持者、また責任供給者と協同する;
4. この規則の Appendix B (§8) で要求された詳細を含む、英語で書かれた試験報告書を発行する;
5. 必要な場合、電気機器安全に関して規制当局や ERAC と協同する;
6. 他の試験施設からの結果を用いる場合、認定された施設のみを用い、認定の詳細を含めてその施設の情報を供給する、かつ
7. インタープリテーション・シートが用いられた場合、インタープリテーション・シートのコピーを提出し試験報告書にインタープリテーション・シートが適用された条項を明示する。

8 試験報告書

試験報告書は、ERAC 機器安全規則の Appendix B の規定に従い、以下のような情報を含み、所定の規格に沿って全ての条項とそれに対する結果を含む、英語で書かれたものとなるだろう:

^{†37} 試験報告書の受け入れに関しては事前に証明機関に確認するのが無難かも知れない。

^{†33} <https://www.eess.gov.au/safety-requirements/testing-and-testing-laboratories/> も参照。

^{†34} NATA — Australian National Association of Testing Authorities (<https://nata.com.au/>)

^{†35} IANZ — International Accreditation New Zealand (<https://www.ianz.govt.nz/>)

^{†36} ILAC — ILAC International Laboratory Accreditation Cooperation (<https://ilac.org/>)

1. 試験報告書は詳細なカラー写真を含まなければならない。

写真は一般に以下のものを含むべきである:

- (a) 製品の全景 (外部の側面、上面、底面)
- (b) 製品の銘板
- (c) 製品上の他の警告ラベルやインジケータ・マーク
- (d) 操作部とスイッチの接写
- (e) プラグ (マーキングを含む) の接写か適切な適合証明書のコピー
- (f) コードのマーキングか適切な適合証明書のコピー
- (g) コードの製品への引き込み部
- (h) 配線やコンポーネントの配置を含む内部全体のレイアウト
- (i) 引き込まれる電源コード、コードの固定、電源端子台、接地接続の接写
- (j) 重要部品 (スイッチ、コンデンサ、変圧器など) のマーキング

2. 試験報告書は、以下のものを含み、技術的な詳細と試験結果を含まなければならない:

- (a) 試験されたユニットの説明
- (b) 試験されたユニットの銘版のマーキングの詳細
- (c) 通常動作温度試験条件と結果
- (d) 異常試験条件と結果
- (e) 漏洩電流と耐電圧の試験の結果
- (f) 試験対象の製品に特に関係する任意の特定の試験に対する試験結果 (特定の機器規格にリストされたもの)
- (g) その報告書のアセスメントに含まれる全てのコンポーネント (また代替品) の詳細なリスト — コンポーネントのマーキングと該当する場合はオーストラリアの証明書番号を含む
- (h) 耐熱性と耐炎性の結果 (試験された、あるいは既存の証明書があるために試験から除外されると主張された全てのコンポーネントのリスト、適用された温度、燃焼試験、及び要求される任意の重要な試験の結果)、また関連規格でリストされたその製品に固有の試験の詳細

試験報告書は、試験報告書にリストされたいずれかの失効日を超える、もしくは発行日から5年以上過ぎている場合には有効ではない。

試験報告書には、ILAC^{†36}/APLAC^{†38} 試験所認定機関が定めた、あるいは IECCEB CB スキームのもとで必要となる、所定の認定の識別^{†39}が付けられていなければならない。

そのような識別がない場合、その報告書は以下の情報も含むべきである:

1. 全ての試験機器の校正の詳細
2. 試験施設の試験前の機器の保管の、またそれぞれの試験中の環境条件
3. 試験要員の訓練、経験、及び検証された適格性を示す情報
4. EUT の適度に安全かつ適切な保管を示す情報
5. 規格、試験資材、また試験テクニックの細部が最新に保たれることを確かとするために試験施設が用いた方法
6. 試験施設の試験要員が試験結果への悪影響を与え得る管理上の圧力や影響から独立していることを示す情報
7. 試験施設が製造業者や依頼者や用いられた任意のコンサルタントから独立していることを示す情報
8. 行なわれた全ての測定に対する測定の不確かさの値、また計算の方法

8.1 証明書の発行のための追加の情報

それが適切な場合、証明書の発行のために (また適合情報フォルダに)、以下の追加の情報が必要となるだろう:

1. 現行の関連規格 (§3.2.1, §3.3.1, §3.4.1) 以外に対する試験報告書が与えられた場合、もし適用可能な現行の関連規格があればその製品がどのようにして現行の関連規格に適合させられたかを示すために追加の試験報告書や情報が与えられるべきである。

^{†38} APLC — Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation (APAC, <https://www.apac-accreditation.org/>)

^{†39} 通常、所定の認定ロゴ/シンボル

- もしその報告書が現行の関連規格の元となった国際規格に対するものであれば、オーストラリア/ニュージーランド・バリエーションは現行の関連規格にリストされたものとなる筈である。
2. もし試験報告書が §8 で触れたような完全かつ詳細なカラー写真を含まないならば、それらの写真
 3. もしその試験報告書がその電気機器の完全かつ詳細な記述を含まないならば、その証明書でカバーされる全ての機器の製造業者とモデル番号
 4. 用いられた手法の説明、また任意の逸脱やバリエーション等をカバーする報告書を含む、試験、インスペクション、また任意の監査の結果と評価を含む、証明書にリストされるべき異なるモデルのあいだのバリエーションと試験がどのモデルをカバーするか、またもし特定のモデルに対して試験が行なわれなかったならば何故その特定のモデルに対して試験が不要であったか
 5. 説明、回路図、図面類、重要部品リストなどの設計文書
 6. 任意のレベル 3 コンポーネント (電源プラグ、コード、器具コネクタなど) の適合証明書のコピー、あるいはそのコンポーネントの必要な証明書を特定できるような詳細
 7. それが試験報告書に含まれていない場合、定格ラベルのコピーやラベルの図版の最終的なマークアップを含むイラストや仕様
 8. その電気機器の設置、使用、安全などに関する指示書
 9. 提供された試験報告書に不適合となった、あるいは評価されなかった条項がある場合、その製品がそれらの要求にどのようにして適合させられるかを示す情報;
この情報は、何故その製品が適切に適格とされたことをその情報が示すか、また何故その情報が受け入れられるべきであるかの理由を詳述するカバー・レターとともに提供されるべきであり、適切な有資格者によって署名されていないと認められるべきではない
 10. もし試験報告書が生産され供給されるであろう製品上にあるであろうものと異なるマーキングを含むならば、最終的なマーキングの詳細、またその相違の説明
 11. もし試験報告書が生産され供給されるであろう製品上にあるであろうものと異なるモデル番号、及び/もしくは商号を含むならば、最終的なモデル番号の詳細とそれらのモデルのあいだの関係に関する
申請者/製造業者による宣言
- ## 8.2 適合情報フォルダの作成のための情報
- 試験報告書 (§8) と、上で述べた証明書のために必要なもの (§8.1) に加え、適合情報フォルダ (§9) は以下の情報も含むことが想定される:
1. その適合情報フォルダでカバーされるそれぞれのモデルの製造業者とモデル番号を含む、その電気機器の説明をリストしたカバー文書
 2. 適用された関連規格のリスト:
 - (a) 用いられた手法の説明、また任意の逸脱やバリエーション等をカバーする報告書を含む、試験、インスペクション、また任意の監査の結果と評価
 - (b) その適合情報フォルダでカバーされる全ての機器の製造業者、モデル番号を含む、その電気機器の詳細な説明、用いられた手法の説明、また任意の逸脱やバリエーション等をカバーする報告書を含む、試験、インスペクション、また任意の監査の結果と評価を含む、異なるモデルのあいだのバリエーションの説明、またどの試験がどのモデルをカバーするか、かつ/もしくは何故特定のモデルに対して試験が不要であったか
 - (c) 重要部品リスト
 3. 説明、回路図、図面類などの設計文書
 4. 定格ラベルのコピーやラベルの図版の最終的なマークアップ、また内部や外部の構造を示すカラー写真を含む、イラストや仕様

5. その電気機器の運用、設置、使用、また安全などに関する指示書
6. 適合性評価を請け負った任意の組織の識別、関連する資格、技術的力量、また認定の詳細

試験報告書を適切な有資格者が用意したならば、適切に認定された施設で行なわれた試験/アセスメントの証拠が報告書に含まれるか、あるいは以下のものが与えられなければならない:

1. 全ての試験機器の校正の詳細
2. 試験施設の試験前の機器の保管の、またそれぞれの試験中の環境条件
3. その適切な有資格者/試験要員の訓練、経験、及び検証された適格性を示す情報
4. EUT の適度に安全かつ適切な保管を示す情報
5. 規格、試験資材、また試験テクニックの細部が最新に保たれることを確かとするためにその適切な有資格者/試験施設が用いた方法
6. その適切な有資格者/試験施設の試験要員が試験結果への悪影響を与え得る管理上の圧力や影響から独立していることを示す情報
7. その適切な有資格者/試験施設が製造業者や依頼者や用いられた任意のコンサルタントから独立していることを示す情報
8. 行なわれた全ての測定に対する測定の不確かさの値、また計算の方法

9 適合情報フォルダ

レベル2 電気機器については責任供給者は適合情報フォルダ (compliance folder) の作成/維持を行なうことが必須となる。

レベル1 やレベル3 の電気機器については適合情報フォルダの作成の義務はないものの、適合情報フォルダの作成/維持を行なうことが推奨される。

適合情報フォルダは英語で書かれ、以下の情報を、またおそらくは §8.2 で触れたような情報も含む:

1. 以下のものを含むその電気機器の記述:
 - (a) 製造業者とモデル番号
 - (b) 説明、回路図、図面類などの設計文書
 - (c) 定格ラベルのコピーやラベルの図版の最終的なマークアップ、また内部や外部の構造を示すカラー写真を含む、イラストや仕様
 - (d) その電気機器の運用、設置、使用、また安全などに関する指示書
2. 以下のものを含む適合性評価の結果:
 - (a) 用いられた手法の説明、また任意の逸脱やバリエーション等をカバーする報告書を含む、試験、インスペクション、また任意の監査の結果と評価
 - (b) 関連規格のリスト
 - (c) 重要部品リスト
 - (d) 適合性評価を請け負った任意の組織の識別、関連する資格、技術的力量、また認定の詳細

適合宣言の有効性に影響するこの裏付けとなる文書のいかなる変更も文書化されなければならない。

責任供給者は適合情報フォルダを自身で保持するか 10 日以内にアクセスできなければならない。また、適合情報フォルダはその機器が最終する登録期限 (§3.3.5) の後 5 年間、責任供給者によって維持されなければならない。責任供給者は、その代わりに適合情報フォルダを国家データベースにアップロードすることを選択しても良い。

10 国家データベース

国家データベース (The National Database) は <https://www.eess.gov.au/> からアクセスでき、以下のものに関連する資料を含む:

- 証明書 (§3.4.4)
- 責任供給者の登録 (§5.1.1)
- レベル2 やレベル3 の電気機器の登録 (§3.3.5, §3.4.5)

このデータベースへのアクセスは主に次のような場合に行なわれ、それぞれの立場に応じたアクセス権が与えられる:

- 規制当局 — 市場監査のために必要な情報のため、また安全でない電気機器に関する苦情への対応に際して
- 証明機関 — 適合証明書の作成のための情報の入力のため
- 適合証明書保持者 — 証明書のオンラインでの確認
- 責任供給者 (承認代理人) — 責任供給者の登録、レベル2やレベル3の電気機器の登録
- 卸売業者、小売業者 — 適用範囲内電気機器の登録の確認
- 消費者 — 購入しようとしている、あるいは購入した電気機器の登録や証明についての確認

11 補足

11.1 適合基準の検証

電気機器のレベルに関わらず、責任供給者は電気機器が安全であることを確かとする義務を持ち、また自らが販売する電気機器が電氣的に安全であると宣言しており、これに関して全ての合理的な努力をすることが求められる。

責任供給者が電氣的な知識を持たない場合、この義務を果たす上で独立した専門的助言を得る必要があるかも知れない。

また、関連規格 (§3.2.1, §3.3.1, §3.4.1) への適合の確認 (それも、しばしば第三者からの報告に大きく依存する) だけでは、この目的を果たせないかも知れない。

例えば次のような、そしておそらくは規制当局がそれに関する通知を出している場合、その電気機器のレベルに関わらず、責任供給者が持つ証拠は不十分であると見做されるかも知れない:

- 使用された証拠が不完全もしくは不十分であることが調査などによって明らかにされている;

- その時点で有効な関連規格がその規格が対象の機器の全てのリスクを適切にカバーしていないという理由で改訂されており、その規格が元々カバーしていなかった安全上の問題のために当該の電気機器がその改訂された規格に不適合となりそうである。

また、例えば次のような場合、証明書を含め、任意の適合の証拠は有効と見做されないかも知れない:

- 適合情報フォルダや証明書の申請に際して提出された資料に不備があった;
- 承認された試験施設が十分な試験を行っていないか、またはその試験を行なうために主張されていた専門知識を持たなかった;
- 適切な有資格者 (§3.3.2) が実際には主張されていた資格や経験/専門知識を持たなかった、または資格/専門知識を正しく適用しなかった。

11.2 レベル2や3の機器を含む、あるいはそれとともに供給される電気機器の扱い

- 電気機器とともに、あるいはそれへの給電のために独立した電源装置 (レベル3 電気機器) が供給される場合、その電源装置は有効な適合証明書 (§3.4.4) を、またその機器供給者による責任供給者としての登録を必要とするだろう。
- 電気機器とともに電源プラグ、可撓コード、あるいはコネクタ (全てレベル3 電気機器) が供給される場合、その電気機器の責任供給者はそれらの部品の有効な適合証明書 (§3.4.4) があることを確かとすることが必要となるだろうが、それらの部品を自ら独立して登録する必要はないだろう。
- 電気機器がその構成部品となる他のレベル2やレベル3の機器とともに供給される場合、その電気機器の責任供給者はレベル3の構成部品の有効な適合証明書 (§3.4.4) があることを確かとすることが必要となるだろうが、その構成部品が独立して供給されるのでない限り、そのレベル2やレベル3の構成部品を自ら独立して登録する必要はないだろう。

11.3 ペナルティ

- 以下のいずれかの登録を怠った適用範囲内電気機器の供給者は相応のペナルティを科されるだろう：
 - － 責任供給者の登録、あるいは
 - － レベル 2 電気機器の登録、もしくはレベル 3 電気機器の登録。
- 機器安全規則のもとでの義務の履行を怠った責任供給者とそのオーソライズド・オフィサー、証明書保持者、及び 証明機関は、罰金、登録抹消とリストからの削除の可能性、またその機器の強制的なりコールの可能性を含む、相応のペナルティを科されるだろう。

承認代理人が機器安全規則への適合をし損ねた場合、責任供給者をペナルティに曝すとともに、承認代理人自身も相応のペナルティに、そして以降のその役割での行動を禁じられる可能性に直面することになる。

11.4 その他の情報

この機器安全規則に関連する様々な情報を EESS ウェブサイト (<https://www.eess.gov.au/>) で得ることができる。

11.5 ニューサウスウェールズ州

先に述べたように、ニューサウスウェールズ州は上で述べたシステムには参加しておらず、異なる要求が適用される。これについて以下で簡単に触れておく。

本稿で触れている電気機器は、ニューサウスウェールズ州では主に

- *Gas and Electricity (Consumer Safety) Act 2017*
- *Gas and Electricity (Consumer Safety) Regulation 2018*

(いずれも <https://legislation.nsw.gov.au/> から入手可能) で扱われる。その解説が [5] にあり、この節での記載もそれに基づく。

この規則では、対象となる電気機器^{†40}は declared electrical articles と non-declared electrical articles の 2 つのグループ^{†41}に分類される。

11.5.1 Declared electrical articles

Declared electrical articles は NSW Gazette^{†42} でその旨が公表されたもの^{†43}で、2024 年時点^{†44}で 68 種の機器がこれに分類されている。[5]

Declared electrical articles のニューサウスウェールズ州での販売のためには、

1. NSW Fair Trading^{†45} が承認された Recognised External Approval Scheme (REAS)^[5] からの Certificate of Approval の発行を受ける
このプロセスでは、その電気機器が全ての該当するオーストラリア規格に、また適用されるかも知れないその他の任意の要求全てに適合することを示す。このプロセスはそれらの機器の承認された試験所での試験を含む。
2. 電気機器に NSW 承認マーク (NSWxxxx)、あるいは承認された代替のマーク^{†46†47} を付ける。

11.5.2 Non-declared electrical articles

Declared electrical articles 以外の電気機器は non-declared electrical articles に分類される。

Non-declared articles のニューサウスウェールズ州での販売のためには、少なくとも AS/NZS 3820^[4]

^{†40} ERAC 機器安全規則と異なり電圧範囲による縛りはなく、従って ERAC 機器安全規則の対象とならない電気機器も対象となるであろう。

^{†41} それぞれ、ERAC 機器安全規則でのレベル 3 とレベル 1 に似ている。

^{†42} ニューサウスウェールズ州政府の公報。Government Gazette of the State of New South Wales.

^{†43} これに関する 2024 年の 2 通の NSW Gazette が [5] に転載されている。

^{†44} 2024 年に電動自転車 (E-bike)、電動キックボード (electric scooter)、電動スケートボード (electric skateboard) など 6 種が追加されて 68 種となった。

^{†45} NSW Fair Trading はニューサウスウェールズ州政府の部局。 <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/>

^{†46} *NSW Fair Trading — Approval of electrical articles*, <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/trades-and-businesses/business-essentials/selling-goods-and-services/electrical-articles/approval-of-electrical-articles>

^{†47} *Fact Sheet: Safe electrical goods—A guide for retailers and importers*, https://www.fairtrading.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/563110/Safe-Electrical-Goods-Retailer-Guide.pdf

(電気機器の必須安全要求事項) に適合しなければならない。

Non-declared articles については証明書は必須ではないが、希望する場合、Certificate of Suitability の発行を求めることもできる。

12 参考資料

- [1] *ERAC Electrical Equipment Safety System Equipment Safety Rules (Australian/New Zealand Electrical Equipment Safety System Equipment Safety Rules) Version 1.1*, Electrical Regulatory Authorities Council (ERAC),
<https://www.eess.gov.au/safety-requirements/the-equipment-safety-rules/>
- [2] AS/NZS 4417.2, *Regulatory compliance mark for electrical and electronic equipment — Part 1: Use of the mark*
- [3] AS/NZS 4417.2, *Regulatory compliance mark for electrical and electronic equipment — Part 2: Specific requirements for particular regulatory applications*
- [4] AS/NZS 3820, *Essential safety requirements for electrical equipment*
- [5] *Explanatory Notes — For the approval and sale of electrical articles in New South Wales*, NSW Fair Trading, 2024,
<https://www.fairtrading.nsw.gov.au/trades-and-businesses/business-essentials/selling-goods-and-services/electrical-articles/approval-of-electrical-articles>
- [6] オーストラリアの EMC 規制の概要, 株式会社 e・オータマ 佐藤, 2021,
<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>
- [7] オーストラリアの無線機器に対する規制の概要 株式会社 e・オータマ 佐藤, 2021,
<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>